

全済自治労福島発第 18-033 号
2018 年 10 月 19 日

各 単組執行委員長 様
各 単組共済担当者 様

全労済自治労共済本部福島県支部
事務局長 坂内 孝浩
(職 印 省 略)

2018 年度 退職予定者に対する取り組みについて

日頃の活動に対し、心より敬意を表します。

さて、2018 年度退職予定者に対する取り組み対応についてお知らせしますので、各単組のご理解とご協力を要請いたします。

記

1. 基本的な考え方

共済契約期間は 10 月 1 日～9 月 30 日までの 1 年間となっていることから、退職予定者については、満期まで利用していただくことを原則に対応することとします。ただし、満期まで利用の場合は、掛金管理は当該単組で行っていただくことが必要となります。

⇒ 団体生命共済と退職後共済・退職者団体生命共済(以後、退職者団生)の掛金・保障内容を比較すると、団体生命共済の方が掛金が安く、保障が大きいことから、退職後共済・退職者団生に移行を希望される場合は、満期まで団体生命共済を利用した上で移行するのが有利となります。(補足：退職後共済と退職者団生は、退職後共済のほうが保障内容等は上回っています)

一方で、近年再任用を希望される契約者が増えてきています。じちろう共済は、65 歳まで継続利用できる制度(団体生命は 61 歳以上で掛金が異なりますが、団体生命以外は保障内容・掛金は変更なし)となっています。また、61 歳以上について掛金軽減を図るうえで、新たな型の新設されました。

よって、再任用される契約者については、引き続き制度利用できることから、再任用期間中は、現職の制度を利用し、再任用終了後に退職後の制度に移管することを原則に対応します。

⇒ 昨年度退職者において、数単組において、継続利用した際に掛金の徴収(チェックオフ)が出来なく、現金で徴収している単組。また、満期で終了に変更した単組もあります。今後、再任用者が増え続けていく状況の中で、当局に対し、掛金控除の関係を確認しておかなければ、再任用者の継続利用に大きな支障があることから、各単組において早めに確認・交渉を行ってください。

2. 退職後も利用できる共済種目について

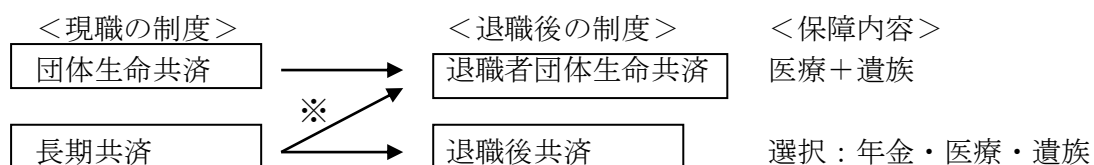
(1) 退職後も利用できる共済種目は以下の4種目となります。

- 自治労退職後共済（長期共済加入者）
- 退職者団体生命共済（団体生命共済加入者）
- じちろうマイカー共済
- 住まいる共済(退職者用)（住まいる共済+交通災害共済）

※ 退職後共済は、解約時点で長期共済に加入している契約者、退職者団体生命共済は解約時点で団体生命共済に加入している契約者のみとなります。じちろうマイカー共済・住まいる共済(退職者用)は、現契約がなくてもご加入いただけます(退職(解約)後に加入可能)。

(2) 基本型のみ契約者については、退職後に自治労共済でご紹介できる医療制度はなく、退職後新たに医療保険加入を希望される場合は、個別に全労済などに相談いただくことが必要となります。

退職後の医療制度のイメージ



※長期共済加入者は退職者団生も選択可能ですが、退職後共済で医療・遺族を選択した場合は、退職後団体生命共済は保障内容が重複するため選択できません。
(退職後共済の年金制度と退職者団体生命共済の併用は可能)

3. 退職者用プレ印字申込書の送付について

<退職者パック>

来年3月末退職者向けに「解約申込書」「出資金返戻請求書」の複写申込書、及び「共済金支払請求書」の単票申込書のプレ印字出力を行い、**12月上旬を目途に共済本部より各単組に直送**します。

(1) 出力帳票・プレ印字項目

①「解約申込書」②「出資金返戻請求書」の複写申込書及び③「共済金支払請求書(慶弔系)」単票(※)のプレ印字および、「申込書配布一覧」を共済本部で出力し、単組に送付します。(単組WEBシステムでもプレ印字申込書を出力できませんが、その場合は単票となります。)

※再任用等で既に退職餞別金を支払済の契約者には打ち出しとはなりません。「解約申込書」「出資金返戻請求書」「共済金支払請求書」のプレ印字項目は、県・組合・支部・職場・職員・生協組合員コード、組合名、職場名、契約者名、生年月日となります。

(2) 出力年齢条件

2019年4月1日時点で満58歳以上の自治労共済加入者を対象に出力されます。

契約者を一律の条件で出力するため、退職しない組合員の申込書も出力されます。
単組で非該当者分を抜き取ってご利用ください。

<退職者団生> (詳細は別途發文参照)

来年3月末退職者向けに「退職者団体生命共済加入申込書」のプレ印字を行い、パンフレット等とともに 12月中を目途に全労済各支所より各単組に送付します。

(1) 出力帳票・プレ印字項目

団体生命共済に加入している組合員を対象に①「退職者団体生命共済加入申込書(新セット移行共済加入申込書)」、②「退職者団体生命共済パンフレット」を全労済で出力し、単組に送付されます。

(2) 出力年齢条件

2019年4月1日時点で満58歳以上の組合員と、対象となる組合員の55歳以上の配偶者を対象に出力されます。契約者を一律の条件で出力するため、退職しない組合員の申込書も出力されます。単組で非該当者分を抜き取ってご利用下さい。

(3) 打ち出し加入型

団体生命共済の既加入額を上限として、印字しています。他の型に加入希望の際は二重線で訂正のうえ希望する型を記入(掛金含め)するようになります。

(4) 退職者団体生命共済加入申込書(新セット移行共済加入申込書)の補足

全労済では、新離退職者団体生命共済(自治労共済という退職者団体生命共済)、住まいる共済、交通災害共済の3つの制度を組み合わせたものを総称して「新セット移行共済」として取り扱っています。

本来であれば、打ち出しとなる申込書にて一括にて申込できますが、現在、別途申込いただいている住まいる共済の申込書にて退職後も引き続き継続いただくようになります(払込方法及び事務経費の支払いの関係により)。

については、退職者団体生命共済の申込書は、自治労の組合員(退職者)用に新たに作成すると事務経費の支払いや申込書作成の費用等も出てくることから新セット移行共済の申込書を利用することになります(間違っ、住まいる・交通災害等を申し込まないように不必要な欄は黒塗りとなっています。ご了承ください)。

<住まいる共済(退職者用)> 住まいる共済+交通災害共済

来年3月末退職者向けに「じちろう住まいる共済+交通災害共済加入申込書」のプレ印字を行い、パンフレット等とともに 12月中を目途に全労済各支所より各単組に送付します。

(1) 出力帳票・プレ印字項目

住まいる共済・交通災害共済に加入している組合員を対象に①「じちろう住まいる共済+交通災害共済加入申込書」(加入情報反映)、②「住まいる共済パンフレット」を全労済で出力し、単組に送付されます。

(2) 出力年齢条件

2019年2月1日時点で満58歳以上かつ有効契約がある組合員を対象に出力されます。契約者を一律の条件で出力するため、退職しない組合員の申込書も出力されます。単組で非該当者分を抜き取ってご利用ください。

(3) 未加入者等の対応について

一昨年度は、未加入者についても未加入者用のプリント(生協情報のみ)、パンフレットが送付されていましたが、昨年度より出力されません。加入希望者が出た際は、最寄りの県労済より必要書類等を取りつけることになります。

<退職後共済> (詳細は別途發文参照)

来年3月末退職者向けに「退職後共済移行掛金表 兼 計算依頼書」、「退職後共済の移行のしおり(冊子)」が、11月上旬を目途に共済本部より各単組に直送します。

(1) 出力帳票・媒体

長期共済に加入している組合員を対象に①「退職後共済移行掛金表 兼 計算依頼書」②「退職後共済の移行のしおり(冊子)」を共済本部で出力し、単組に送付します。

※ 今年度は、退職後共済の制度改定(8月発効以降)がありますので、「退職後共済<医療給付・遺族給付>制度改定のご案内のチラシ」が同封されています(詳細は同封發文第34号「2018 退職後共済の移行掛金表等の送付について」を参照ください)。

(2) 出力年齢条件

2019年4月1日時点で満58歳以上の自治労共済加入者を対象に出力されます。契約者を一律の条件で出力するため、退職しない組合員の申込書も出力されます。単組で非該当者分を抜き取ってご利用ください。

(3) 税制適格年金

税制適格年金の移行は、積立期間10年以上が要件のため、2018年10月以降より移行可能となります。

一方で、福島県支部の契約(定年退職)者は、満期(9月末)まで継続利用したとしても10年以上の積立期間に達する契約者はいません。

なお、早期退職者の場合、満期(9月末)まで継続利用した場合に移行可能となる該当者は、数名となっています。その場合は、多少、手続きが異なってきます(対応方法は問い合わせください)。

来年度以降については、若干対象者が増えるため、次年度は發文等で周知させていただきますので、今回は対応方法等の記載は割愛させていただきます。

4. 退職予定者説明会の開催と経費負担について

- (1) 県支部からの経費負担支出を可能とするため、県支部主催による「退職予定者説明会」として、単組ごとに説明会の開催をお願いいたします。単組ごとに独自色を出して説明会を開催いただいても結構ですが、県支部主催の説明会とするため、共通レジュメを作成し、2018年12月中旬を目途に全単組に配布します。
- (2) 経費請求に当たっては、開催文書・会議次第等・領収書を添付の上、別紙様式にてご請求ください。退職予定者に対する取組み経費(会議室使用料・弁当代等)を、一人3,000円上限として負担します。また、領収書の宛先は「単組名」としコピーを提出ください。
- (3) 説明会の開催にあたっては、事前に実施計画書の提出を2018年12月末日までお願いします。説明会には、自治労共済福島県支部および全労済福島県本部も各種説明にお伺いしますので、必ずお声掛けをお願いします。退職後共済移行スケジュールに添って各種事務を行うためには、2019年1月～2019年2月末までの間に退職予定者説明会を開催ください。

5. 退職者の退職後の制度継続利用の推進について

- ① 一般的に説明会を開催しない単組は、退職後も利用できる制度(退職後共済・住まいる共済・マイカー(自動車)共済)への移行(継続)率が少ないです。
最悪の場合、退職する組合員が移行(継続)できることを知らず、解約してしまうこともあります(退職に伴う解約後に県支部に相談があったことも少なからずあります)。
- ② 2017年度退職者より、新たに退職者団体生命共済が利用できるようになり、退職後に移行(継続)出来る制度は増え、対象者も大きく増えることとなります。
- ③ 移行(継続)する・しないはあくまで本人の判断とはなりますが、県支部としては、一人でも多くの契約者に退職後の制度内容を知っていただくとともに、制度の移行(継続利用)をいただければと考えています。
- ④ よって、県支部としては要請のあった単組については説明・手続きを行いますので、人数の多少に関わらずご相談下さい。
- ⑤ また、移行(継続)率を高めるために、例年以上に県労済各支所とも連携をし、移行(継続)漏れを防ぐために各単組にも退職者の選択状況等の確認をさせていただくとともに説明会の開催についても呼びかけていくこととなりますので、各単組のご理解とご協力をお願いします
※ 基本型のみでの加入で解約(移行できるものが無い)手続きのみ場合は、必要帳票・手続き(留意点)等の送付等、訪問(説明会)ではなく、書類・電話での対応とさせていただきますのでご了承下さい。

6. その他

- ①退職者にかかる発文等については、11月5日開催の担当役職員会議で説明いたします。
- ②ご不明な点等ございましたら担当までご連絡ください。

問合せ先：全労済自治労共済福島県支部
TEL 024-521-0336
担当：事業推進係長 坂内